

# 若年者雇用促進奨励金 交付制度のご案内

一人につき  
5万円



## 制度の概要

国が実施しているトライアル雇用事業に基づき試行的に雇用した若年者を引き続き  
常用雇用した事業主に対し、奨励金を交付する制度です。

## 申請者

国のトライアル雇用事業に基づき雇用した若年者を引き続き常用雇用した事業主

## 対象となる若年者

年齢が45歳未満でトライアル雇用として試行的に雇用された者であって、  
トライアル雇用の期間および奨励金の交付対象期間を通して市内に住所を有している者

## 奨励金の額

対象若年者一人につき5万円（一回限り）

## 交付対象期間

トライアル雇用が終了し、常用雇用に移行後最初の3か月  
※交付対象期間を経過する前に若年者を雇用しなくなった場合、奨励金は交付  
されません。

## 申請期間

要件を満たした日（若年者を常用雇用に移行後3か月を経過した日）から **3か月以内**

## 必要書類

- ・トライアル雇用結果報告書の写し
- ・奨励金交付対象期間における当該若年者の出勤簿の写し
- ・奨励金交付対象期間における当該若年者の賃金台帳の写し

## 申込み受付窓口

〒921-8510  
石川県野々市市三納一丁目1番地  
野々市市役所 地域振興課 産業振興係  
**TEL : 076-227-6160**